

〇〇〇〇 号
平成28年1月28日

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市介護保険運営協議会
会長 澤井 勝

超高齢社会に対応可能な交通費助成制度及び
高齢者福祉施策の見直しについて（答申案）

平成27年11月13日付け生高第622号に基づき諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

生駒市の超高齢社会に対応可能な
交通費助成制度及び高齢者福祉施策の
あり方について

答 申

平成28年1月28日

生駒市介護保険運営協議会

1 審議の背景

当協議会は、平成 27 年 11 月 13 日に、市長から「超高齢社会に対応可能な交通費助成制度及び高齢者福祉施策のあり方について」の諮問を受けた。

生駒市は特に団塊の世代が多く、今後、10 年間で急激な高齢化が進展すると予想され、将来に備えてより効果的かつ効率的な高齢者福祉施策のあり方について検討することが重要であり、予てより懸案事項であった交通費助成制度の見直しとともに、これからの高齢者福祉施策のあり方について方向性を示すこととなった。

交通費助成制度のあり方については、生駒市行政改革推進委員会において、平成 22 年度、平成 25 年度の 2 回にわたり「廃止」の提言を受けている。

また、本協議会においても「生駒市高齢者保健福祉計画（平成 26 年度策定）」策定時に「高齢化の更なる進展による社会保障費は増大の一途をたどることが想定されることから、本制度は、市民アンケート（26 年度実施）でも要望が高かった移動支援や生活支援などの持続性のある施策への転換が必要」との意見も出したところである。

2 審議の経過

本協議会では、これまでの経過と本年度実施した「超高齢社会に対応可能な交通費助成及び高齢者福祉施策のあり方に関する市民意識調査」の結果とともに、生駒市の高齢者の現状や今後の推移がもたらす課題について共有し、生駒市が実施したアンケート調査結果や地域包括ケア推進会議、ティミーティングやタウンミーティングを踏まえ、交通費助成制度の見直し及び今後の高齢者福祉施策のあり方について計 3 回にわたって審議した。

3 生駒市の高齢者を取り巻く現状と課題

（1）急速な高齢化の進展と要介護認定者の増加

生駒市は、高度成長期に転入されてきた多くの人が退職され、本市の高齢化率は平成 27 年 10 月現在の 25.4%が、団塊の世代がすべて後期高齢者（75 歳）となる平成 37 年には 30% 近くになると見込まれており、また、今後 10 年間における後期高齢者の伸び率は、全国平均の約 1.3 倍を大きく上回る 1.7 倍と推測されている。

また、要介護認定者についても、平成 27 年度末では 5,020 人、団塊世代の人が全て後期高齢者となる平成 37 年度には、8,179 人と約 1.6 倍の大幅な増加が見込まれている。

（2）介護給付費の急増に伴う保険料の高額化

介護給付費についても、（1）の状況に伴い平成 27 年度の見込み額は 70 億円余りであるが、10 年後の平成 37 年度には 120 億円を上回り、その伸びは 1.7 倍を超えると推測されており、一人ひとりが負担する介護保険料の高額化が見込まれている。

（3）交通費助成制度の経費増

交通費助成制度は、これまで 70 歳以上の方一律に公共交通機関の乗車券等を配布してきたが、移動に役立つとの声がある一方、寝たきりの人が使えないことや自分で歩ける健康な人にも支給する意義を問う声などが市の実施したアンケート結果からも見えている。また本事業に要する経費は平成 26 年度では 2 億円余りとなっており、今後も本制度を継続していくと、平成 37 年度には約 3 億円の経費が見込まれる。

4 今後の高齢者福祉施策のあり方について

前述の状況を踏まえ、今後は、超高齢社会に適応できるよう介護予防事業に重点を置き、要支援・要介護認定への移行や重度化を少しでも遅らせるような取組を推進することで、高齢者の自立した生活を支え、少しでも緩やかにしていくことが必要である。

そのためには、高齢者のより一層の社会参加の促進や健康維持・増進が図れるよう、交通費助成制度をより有効かつ効果的な施策へ転換していくことが重要と考える。

したがって、これまで70歳以上の高齢者に一律に実施していた交通費助成制度を改め、以下のように高齢者の心身の状態像に応じた施策を展開していくことが必要である。

○高齢者の心身の状態像に応じた施策の展開

①中・重度の要介護認定者（要介護3～5の認定者）について

医療機関等への通院には、介護保険による介護タクシーが利用できることや介護保険制度による介護給付により日常生活の大部分を支えているということから、中重度の方々を支えている介護者への支援や介護人材不足への対応を充実する施策展開を求めるものである。

②軽度の要介護認定者（要介護1・2）について

一定の移動支援の導入により介護予防事業や生きがいづくりに積極的な参加が可能となることや認知症等の進行を緩やかにすることができることから、認知症や重度化予防に向けた、より一層の介護予防事業と移動支援の一定継続を求めるものである。

③虚弱高齢者（要支援1・2及びその相当者）について

より積極的に介護予防事業に参加することにより、運動機能の低下や認知症の発生を予防できるため、より事業効果が高まる内容にした送迎付きの介護予防事業の展開を求めるものである。

④健康な高齢者について

本制度の助成により、社会参加の促進につながっているとは考えるが、健康な高齢者に対して予防施策をさらに充実させ、健康な高齢者や虚弱高齢者の健康増進への意欲を直接の健康維持増進につなげていく施策を求めるものである。

5 結び

本市においては、特に、団塊世代が多い高齢者の年齢構成であることから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向けて、高齢者の心身の状態像に応じた介護予防事業や健康プログラム等に参加した者の健康維持・増進への意欲が得られるように取組を推進する必要がある。そして、その成果が健康長寿につながることで、より一層、社会参加や生きがいのある人生を送れる高齢者を増やすことができるものと考えられる。

このことは認知症の予防効果のみならず、要介護認定への移行をも未然に防ぐことにもつながっていくものであり、今後、後期高齢者のピーク時においても、要介護認定へと移行する人を抑制することができる。

また、虚弱高齢者や軽度認定者においても、より健康度の高い状態となるための事業を積極的に展開することにより、状態の悪化を未然に防ぐことにもつながる。

こうした高齢者の状態像に応じた取組を継続して進めていくことにより、社会保障費とりわけ介護給付費を緩やかな伸びに止め、被保険者にかかる介護保険料の低減、ひいては高齢

者の経済的負担の軽減のみならず、将来に渡る介護人材不足の解消や介護者への負担軽減につながるものと考えられる。

今後の課題として、介護保険の2号被保険者へも対象の幅を広げ、早い段階から「健康の維持増進」や「生活習慣病予防」の取組に積極的に参画できる施策を強化するなど、健康寿命の延伸に向けた施策の展開を望むものである。